

教育警察委員会（警察）一資料4

令和5年第1回岐阜県議会定例会 条例その他議案関係資料

○ 議第43号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

令和5年2月27日

岐阜県警察本部

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正の概要

警察本部交通規制課

道路交通法の一部改正に伴うもの ⇒令和4年4月27日公布
令和5年4月1日施行

手数料改正の背景

【特定自動運行に係る許可制度の創設】

道路交通法の一部改正に伴い、特定自動運行（※）に係る許可制度が創設され、特定自動運行に係る手数料を新たに徴収することとなったもの。

※ 『道路において運転者がいない状態で、自動運行装置（整備不良車両になったとき又はその使用条件を満たさなくなったときに、直ちに自動的に安全な方法で停止させることができるものに限る。）を使用して自動車を運行すること。』（自動運転レベル4相当）

特定自動運行許可制度の概要

① 特定自動運行を行おうとするものは公安委員会の許可が必要

○ 許可申請時、特定自動運行計画（※）を公安委員会に提出

（※） 特定自動運行の日時、経路、運送される人又は物等を記載した計画

② 許可後、特定自動運行計画を変更する場合も公安委員会の許可が必要

他には、特定自動運行を行おうとするものは、特定自動運行計画に従うなどの遵守事項、特定自動運行における事故の対応、行政処分等を定めている。

上記①・②の許可申請を行う際の申請手数料について新たに定めるもの。

手数料金額

番号	手数料の名称	単 位	手数料の額
①	特定自動運行許可申請手数料	1件につき	79,200円
②	特定自動運行計画変更許可申請手数料	1件につき	78,500円

※ 手数料の金額については、標準政令で定めた金額と同額
(同事務に係る人件費、審査時間等を考慮し算出)

【参考】 全国における公道での自動運転実験状況・・・自動運転レベル3（福井県永平寺町）
県内における公道での自動運転実験状況・・・自動運転レベル2（岐阜市）